

発行所 日本キリスト教団 なか伝道所  
〒231-0026 横浜市中区寿町 3-10-13 金岡ビル 203  
Tel. (045) 671-1109  
振替 00200 - 1 - 47369  
E-Mail: naka@church.jp http://church.jp/naka/  
発行者 石倉夕子 (題字 松橋 順)

## 宣教方針

- ① 貧しい人々への福音に共にあずかる。
- ② 地域の問題に関わる。
- ③ 諸教会に呼びかけてゆく。

集会 主日礼拝 日曜日 午前10時30分より

## 集団的自衛権について

弁護士 小笠原 友輔 さん



2015年9月16日 国会正門前で抗議の人々

「集団的自衛権」については問題意識があつて活動されている方からも、今回の政府の出している安保法案（戦争法案）の全体像は、「よくわからない」という意見を比較的多く聞く。八月一日に行われたなか伝道所において、伝道所の仲間であり、弁護士の小笠原友輔さんについてお話を伺つた。安保法案について理解するための一助にしてほしい。

「これまでの経緯と現在の状況」  
具体化したのは、二〇一四年五月の安保法制懇からである。二〇一五年五月一四日閣連二法案を閣議決定、七月一五日に特別委員会を通過、一六日に本会議を通過して、今参議院にかかつているところである。参議院に送られてから六〇日以内で可決しなければ衆議院で再議決という規則なので、それくらいの時期の成立を狙っていることだろう。

従来の安保法制は基本的には、「自衛権行使のための防衛出動」といわれる「武力行使されたので防衛するために自衛隊が出ていきます」というための法制度、日米安保に基づいて米軍を支援するための法制度、他の外国軍に対しての支援—外国に入つていつて自衛隊が活動していくという活動、この三本で安保法制は成り立っている。戦略策定や情報収集に対しては二〇一三年以降、安全保障会議（NSC）が設置され、特定秘密保護法がつけられた。これらが安保法制の全体像である。

今回成立させようとしている新しい安保法案は、「平和安全整備法」と「国際平和支援法」の二つの法律が中身になっている。「平和安全整備法」は、自衛隊法、周辺事態法、PKO法等の関連する一〇の法律の改正。「国際平和支援法」は、特措法でやっていたものを、「今後はこれでいこう」とする恒久法を制定するということである。

「実力行使可能へ」  
法律が変わつたことで、具体的に、今ま

できなかつたことについてどういうことができるようになってしまふのか。「武力攻撃事態」（日本への武力攻撃が行われた、または間近に行われることがはっきりしている状態）に対して、現行法でも自衛隊が実力行使をもって武力行使を排除することができるし、そこで米軍と一緒にやるということが想定されていた。ところが今回の新しい法律では、「武力攻撃事態」だけでなく「存立危機事態」（我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命・自由・幸福追求権が根底から覆される明白な危険がある事態）にも対応できる。現行法ではあくまでも他国に対する攻撃であり、日本に対する攻撃ではないので何もできなかった。これが新法になると、今述べたような事態がある上で、「我が国の存立を全うし」「国民の守るために他に適当な手段がない」「必要最低限度の実力にとどまる」三つの要件を満たすと実力行使が可能になる。

「重要影響事態」とは、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃にいたる恐れのある事態」「我が国の平和および安全に重要な影響を与える事態」である。現行法では、「我が国の周辺の地域」であるため、他国では活動できないし、周辺であつても公海では輸送しかなかった。日本領域内でも補給、整備等に限られ、武器弾薬の輸送はできなかった。米軍以外の部隊には支援できなかった。新法では、「我

が国周辺の地域における」というのが無くなり、活動内容が弾薬提供や給油整備も可能になり、他の外国への支援も可能になる。

今回の法律において「集団的自衛権」での関連では、「存立危機自体」というときに、自分のところが攻撃されてもいないのに、実力行使ができるようになるというのがいちばんのトピックである。これまでの自民党政府は、政府解釈として「個別的自衛権は行使可能だが、集団的自衛権は行使できない」との立場を最近まで堅持してきた。

去年の閣議決定で「これはいけると変わった。「従来の政府解釈から大筋としてスタンスは変えていないが、今日のパワーバランスの変化や諸事情の変化によって、国民の生命・身体・幸福を守るためには集団的自衛権を認めるしかない」と論を変えた。従来の、「日本人の生命、身体、幸福がピンチに陥ったときに、他にやむを得ない場合に最小限度のことは許される」という枠組みの中で、個別的自衛権だけでなく集団的自衛権も選択肢の中に入るという理屈を立てている。

### 「合憲なのか、違憲なのか？」

この問題はいろんなところで一緒くたに論じられてしまっている。「この政府の出している法案は、憲法から見て合憲なのか違憲なのか」、「仮に合憲だったとしても中身として政策的にこのような立法が、今の日本そして日本国民や日本に住んでいる人たちの利益になるのか」という点を考えなければならぬ。仮に憲法から見てとか政

策としての適切性ということを考慮しなくても、「政府がころころ言うことを変えるのが良いのか悪いのか」ということも考えなければならぬ。レベルの違う話で一緒くたな議論の仕方をするからわかりにくくなってしまっているのではない。そもそも「存立危機事態」における、外国への武力攻撃への反撃は、「個別的自衛権」なのか「集団的自衛権なのか」というところからこちゃつとしていく。

六月四日の衆議院の憲法審査会の憲法学者三人の話を書いたとき、公明党の北川さんの質問は「存立危機事態における集団的自衛権のことは実際には個別的自衛権に近いもので、個別的自衛権の趣旨としてのやむを得ないときに最低限のものとして許容されるべきものの延長として認められるもので、その範囲でしか集団的自衛権を作ろうとしていないからセーフである」というロジックだった。集団的自衛権といっても「国際法上認められている集団的自衛権」と「今回の政府与党の法案で行使できるようにする集団的自衛権」は中身が違う。「他国への武力攻撃があったときに」というのは端的にいうと、自国を防衛するのではなくて他国を防衛するものだ。英語だと「コレクティブ・セルフ・ディフィンス」だが、フランス語では「セルフ」の部分が無い。「集団的自衛権」といっても「自衛」のためとは限らない。自民党が作ろうとしている法案は、「集団的自衛権を認めたものではなく、個別的自衛権を拡大したものだ」と誤

解されていることがあるが、他国への攻撃がなされたときに、攻撃を受けてもいない日本が先制攻撃するという話なので個別的自衛権を超えていることには間違いない。憲法上許されない軍事行為である。そのことは憲法学者が口を酸っぱくして言っている。

法的安定性について、憲法九条が「ふわっ」としているから「解釈が必要なのであるが、解釈はよく分からないからはっきりさせるためにやるもので、政府の「存立危機事態」がどういう事態なのか考えても具体的な場面が浮かばない。せつかく、意味をはっきりしようとして文言解釈しているのに、逆にわからなくなってしまうのか。解釈としての限界をかなりふみこえている。

### 「法案成立後の対応」

この法案が成立してしまった場合のことを考えなければならぬ。運動論としては、単に憲法違反というだけでなく「なぜこのような法律を日本政府がつくることが不適切なのか」、「どう悪いのか」、そういうところまで説明できなければいけない。これまで自民党も「集団的自衛権はだめ」といつてきたのには理由がある。それがあ意味、日本に利益になっていった面が多いからである。今の自民党は派閥がないので、安倍さんのもと挙党一致になっているが、党内でまだまだ異論が出てくる余地が大いに残っているのではない。それは、六月四日の憲法審査会の五日後、自民党があわ

てて野党宛に、「審査要件の従前の憲法解

釈の論理的整合性について」「他国の武力行使の一体化の概念について」（他国の軍隊と一体化して武力行使していることにならないだろうか、ということに対する懸念に対して）という文書を出して「憲法学者はああは言っているけれど」という弁明を出した。それと同時に党内議員向けに「平和安全法制について」という書面を出した。「現在審議されている平和安全法制は憲法違反ではありません」と内閣官房から議員向けにピラをくばって「おまえら落ち着けよ」と言わなければならぬ程度には動揺したと思う。参議院まで行ったのでお終いだと諦める必要はない。まだまだこれからひっくり返す余地はある。

いずれにせよ、決まったとしても司法の側からもいろんなアプローチができるし、政府がころころ解釈を変えていいと自民党も言っているのだから、次の政権になったら政府見解を変えるよう働きかけることも大事だと思う。（文責 北口沙弥香）

追記・九月一七日（木）参議院委員会で安保法案が強行採決された。そしてその後、本院で可決成立させられた。

九月一九日（土）未明、本会議において自民・公明両党などによって強行採決。

使信

# 「ソドムとゴモラ」

石倉夕子

二人の御使いが夕方ソドムに着いたとき、ロトはソドムの門の所に座っていた。ロトは彼らを見ると、立ち上がって迎え、地にひれ伏して、言った。「皆様方、どうぞ僕の家立ち寄り、足を洗ってお泊まりください。そして、明日の朝早く起きて出立なさい。そして、わたしは言った。「いや、結構です。わたしたちはこの広場で夜を過ごします。」

しかし、ロトがぜひにと勧めたので、彼らはロトの所に立ち寄ることにし、彼の家を訪ねた。ロトは、酵母を入れないパンを焼いて食事を供し、彼らをもてなした。

彼らがまだ床に就かないうちに、ソドムの町の男たちが、若者も年寄りもこぞって押しかけ、家を取り囲んで、わめきたてた。「今夜、お前のところへ来た連中はどこにいる。ここへ連れて来い。なぶりものにしてやるから。」

ロトは、戸口の前にたむろしている男たちのところへ出て行き、後ろの戸を開けて、言った。「どうか、皆さん、乱暴なことはしないでください。実は、わたしにはまだ嫁がせていない娘が二人おり

ます。皆さんにその娘たちを差し出しますから、好きなようにしてください。ただ、あの方々には何もしないでください。この家の屋根の下に身を寄せていただいたのですから。」

(創世記一九章一〇節〜一八節)

## ソドムという町

今回のテキストは、比較的よく語られるテキストの一部です。ソドムという町の滅亡とロト（アブラハムの甥の救済の中のお話の前半部分です。

今日のテキストの構成は、

- ①一〜三節が御使の到着とロトによる彼らの受け入れ。
- ②四〜一三節（今回は九節までです）が・が襲撃とそれに対する防衛です。ソドムという町はその悪行によって「神より裁きを受けた町」として聖書で言及される町です。創世記の一八章二〇〜二二節に「ソドムとゴモラの罪は非常に重い、と訴える叫びが実に大きい。」とあります。どんな罪だったのか・・・。

## 許されざる罪

ある注解書では、「世界中のあらゆる所にあらわれ、あらゆる場所人間を共同体を脅かしている犯罪」と言われています。具体的には「暴力的に性的行為の対象として扱う」といわれる「強姦」です。そして今日のテキスト

## えーとねえ

鳥取県で森のようちえんに入園したたま子。

スタッフ陣の中でお気に入り「ちゃっしー（24歳）」が休みだと判った朝。

「ふーん、ちゃっしー今日休みなんだ。よかったあ」と一言。そして園での様子が書かれたノートに

「今日は一日じゅう「ちゃっしー休みでよかったね」と言い続け、みんなに「もうわかったよ...」と返されてました。よほど寂しかったんでしょう」とあった。

ある意味とてもわかりやすい女子、森たま子（4さい）

ではこれが男性から女性へというだけではなく、男性から男性への強姦も含むものとして扱われています。一つ注意してほしいのは、「異性間のみ」に強姦が成り立つという一般的な常識でこのテキストを読まないでほしいということ。短絡的にソドムとゴモラの罪が「同性愛」に対する裁き、すなわち「同性愛は神の秩序に反する」という結論に結びつき、このことによつて聖書が「同性愛」を否定する根拠に使われる事実があるのです。今日のところは決してそうではなく、男性女性関係なく、根本的な権利が暴力的に扱われてしまうというところに、重大な罪を犯すのです。決して同性愛者が罪であり裁かれているということではありません。

このように見てくると、今日のテキストはおぞましいテキストです。町の人ならず者たちが、二人のよそ者が来たとき、ロトの家を押しかけてきます。それは「暴力的に性的行為の対象として扱う」ためにです。五節の後半「なぶりものにしてやる」というところはかなり意識してあるのですが、「我々は奴らを知ってやる」というのが直訳です。この「知ってやる」（知るといふ動詞）という言葉は八節でも使われています。「嫁がせていない娘が二人」とあります。ここもかなり意識

してあるのですが、同じ知るといふ動詞が使われています。直訳すると「男を知らない娘」となります。この「知る」という動詞は「性的関係によつて相手を知る」という意味合いがあるとされています。

この言葉の用法は学者の間でも意見が分かれているのですが……。

### 現代においても

皆さんはこの場面で具体的な現状が想像出来ませんか。私は「グアンタナモ」米軍基地でのイラク人捕虜に対する拷問を思い出しました。まさに男女関係なく「暴力的に性行為の対象として扱ふ」捕虜に対する拷問です。グアンタナモだけでなく、現在紛争が起きてい

るありとあらゆる場所で行われていいます。最近あまり報道されなくなりましたが、イスラム国やアフリカのボコ・ハラムの蛮行もそうです。彼らは同じイスラム教の中で浄化を行なっています。男性は性的暴行によって精神的苦痛を与えた後に殺害。女性は子どもを産む性というだけで、生かされ続け性的暴行を受け続けるのです。今日のテキストはまさにそのことが反映されているのではないのでしょうか。神の裁きが下つたのは決して「同性愛」に対してではなく、男女関係なく「暴力的に性行為の対象として扱ふ」ことです。さらにロトもまた客人の安全を守るために娘たちを犠牲にします。ロトに

## まど

前回の通信発行以降、色々な動きがあった。

◇八月二八日マッサンバさんの「難民認定不許可」取り消し裁判の判決言渡し日。約二年の間、多くの困難の中、国を相手に闘ってきた。この裁判の中であまりにもずさんな国の姿が見えてきた。こんな有り様に負けたくはない。結果「難民認定不許可」は違法。やった！久しぶりの嬉しい出来事。関わってきた皆の顔に、そしてマッサンバさんの顔に柔らかな表情が戻った一瞬だった。その後、国は控訴せず判決が確定した。

◇私には荷が重いと思ひながら引き受

けたアルクの理事。何も解らないまま、理事会や運営委員会の末席にいる。寿の地で、アルコール依存からの回復のプログラムを、地道に続けてきたアルク。そのアルクが今、国の制度の間で揺れている。アルコールだけではなく薬物などの依存症は独自のプログラムを必要とする。その独自性を保ちながら、国の制度に乗るのはなかなか困難だ。もつと依存症に対する社会的な認知を広げていく必要性を感じている。実際に日々依存症と闘っている当事者や指導員の人たちがいる。そこから発信される声を、真摯に聞くことしかできない今の私がいる。

とつて絶対的危機で進退極まった出来事だったとしても、私たちの常識の中ではとても救済される行為でないことは明らかです。しかし当時のイスラエルの女性は「品物」「財産」であり男性の所有物でしたので、顧みられることは無かつたようです。

このロトの行為は「当時のイスラエルの女性はたいへんだつたのね」では済まされません。今の私たちの現状も全く変わらないからです。このことに関しては、旧約時代のイスラエル女性だけではなく、今も昔も同じです。女性には常に犠牲を強いられるのです。かつての日本の蛮行―女子挺身隊という美名のもと行われた従軍慰安婦―もそうです。沖縄や岩国、横須賀など米軍基地のある町でどれほどの女性たちが涙を流したでしょう。それは今もこれからも基地がある限り続くのです。

私たちは未だこの今日のテキストと同じような状況の世界で生きているのです。このテキストを単にロトの救済のお話と読んでしまうと、私たちがまた、ソドムと同じ罪を、そしてロトと同じ罪を犯すことになるのです。今回はこのテキストの中から、周辺化された者達の声を聴くことに大きな意味を見出したと思います。

私たちが神様の前でこれ以上「無関心」という罪を犯さないために……。

## 編集後記

今回の特集は「集団的自衛権について」でした。このための作業をしているまさにその日（九月一七日）に参議院委員会で「平和安全法制」が強行採決されました。小笠原さんの「諦める必要はない。まだまだこれからひっくり返す余地はある。その前提で行動していくべき。」という言葉が改めて響きます。今こそ「諦めない」という私たちの信仰が問われているのではないのでしょうか。

（沙弥香）